

おかやまファーマーズ・マーケット
ノースヴィレッジ
指定管理者募集要項

令和8年7月

勝 央 町

目 次

1	対象施設の概要	3
2	指定管理者が行う管理の基準	3
3	指定管理者が行う業務の範囲	4
4	自主事業の範囲	4
5	施設の目的外使用による自主事業の範囲	5
6	指定の期間	5
7	指定管理料、利用料金及び利益還元金の取扱い	5
8	応募資格	7
9	指定の申請の方法	8
10	指定管理者の審査基準及び配点	12
11	指定管理者の選定	13
12	協定の締結	14
13	管理継続が困難となった場合の措置	14
14	緊急事態における施設の利用	15
15	リスク分担に関する事項	16
16	その他	17
17	様式集	17

おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ（以下「ノースヴィレッジ」という。）は、町民に憩いの場を提供するとともに農林業の活性化と観光の振興を図ることを目的として設置されています。

勝央町（以下「町」という。）では、公の施設であるノースヴィレッジの管理運営について、年々多様化する住民ニーズに対応し、施設機能を最大限活用しながら、効果的・効率的に管理運営していくことで設置目的をより効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、おかやまファーマーズ・マーケット条例（平成22年勝央町条例第3号）第10条及び勝央町公の施設の管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年勝央町条例第14号）第2条の規定に基づき、平成24年4月より指定管理者制度を導入しています。

現指定管理者の指定期間が令和8年度末で終了するため、令和9年度からの指定管理候補者（以下「候補者」という。）を選定することとしましたので、ノースヴィレッジの管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

1 対象施設の概要

- （１）施設の名称 おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ
- （２）所在地 岡山県勝田郡勝央町岡1100番地 他
- （３）敷地面積 約19.5ha
- （４）主な施設 直売所、レストラン、会議室、ロッジ、売店、農園等の農業体験交流施設、駐車場（約600台）
- （５）開園日 平成9年4月21日（平成22年度に施設の一部をリニューアル）
- （６）利用状況 入園者数 令和4年度 201千人、令和5年度 166千人
令和6年度 144千人、令和7年度 137千人

2 指定管理者が行う管理の基準

業務の遂行にあたっては、次の法令等を遵守するものとします。

なお、指定期間中に法令等の改正があった場合は、改正後の内容によるものとします。

- （１）地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）
- （２）おかやまファーマーズ・マーケット条例、おかやまファーマーズ・マーケット条例施行規則（平成22年勝央町規則第2号）
- （３）勝央町公の施設の管理者の指定の手続等に関する条例
- （４）勝央町公共施設からの暴力団等排除に関する条例（平成23年勝央町条例第2号）
- （５）勝央町情報公開条例（平成10年勝央町条例第3号）
- （６）勝央町個人情報保護条例（平成17年勝央町条例第11号）
- （７）動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）※第1種動物取扱業の登録
- （８）建築基準法（昭和25年法律第201号） ※エレベーターの維持管理及び定期検査
- （９）電気事業法（昭和39年法律第170号） ※事業用電気工作物の電気保安点検

- (10) 消防法（昭和23年法律第186号） ※防火対象物点検及び防火管理者の配置
- (11) 水道法（昭和32年法律第177号） ※簡易専用水道（貯水槽）の衛生管理及び定期検査
- (12) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） ※飼育動物の防疫及び定期報告
- (13) 旅館業法（昭和23年法律第138号） ※ロジの営業
- (14) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に準拠 ※清掃
- (15) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（平成26年6月 国土交通省都市局公園緑地・景観課）に準拠 ※遊具の日常・定期点検
- (16) おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）
- (17) その他関係法令等（労働関係法令等）

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者は、おかやまファーマーズ・マーケット条例第11条第1項に基づき、次の業務（以下「管理運営業務」という。）を行うものとします。

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 利用料金の収納に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 施設の設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) 利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) その他施設の管理運営に必要な業務

管理運営業務の内容等は、業務仕様書に従い実施するものとします。

包括的な業務の再委託は認められません。ただし、一部の業務については、町との協議により専門の事業者へ委託し、又は請け負わせることができます。

管理運営業務の一部を第三者へ委託し、又は請け負わせる場合は、可能な限り町内業者を対象とするよう配慮するものとします。さらに、資材等の仕入れについても可能な限り町内業者を対象とするよう配慮するものとします。

4 自主事業の範囲

指定管理者は、ノースヴィレッジの一体的・効率的な運営の観点から積極的な運営を図るため、施設の設置目的に合致し、かつ、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により次の自主事業（例）を実施することができます。自主事業の内容等は、業務仕様書を参照してください。

【自主事業の例】

- ・物販、飲食事業
- ・農業体験事業
- ・講演会、講座、研修会等の開催

- ・イベントの実施
- ・その他のサービスの提供等

当該自主事業の実施にあたっては、事前に町の承認及び施設の使用許可を得た後、おかやまファーマーズ・マーケット条例第7条に規定する使用料を納める必要があるため、当該使用料は、利用料金として管理運営業務の収入として計上し、管理運営業務に必要な経費に充てるものとします。

なお、当該自主事業により得た収入は、指定管理者に帰属します。

5 施設の目的外使用による自主事業の範囲

指定管理者は、施設の設置目的外にあたる使用であっても、サービスの向上と利便性を確保することを目的に、自動販売機や臨時売店の設置等を自主事業として実施することができます。

当該自主事業の実施にあたっては、事前に町の承認及び施設の使用許可を得た後、行政財産目的外使用料を町に納める必要があるため、当該使用料は、利用料金として管理運営業務の収入として計上し、管理運営業務に必要な経費に充てるものとします。

なお、当該自主事業により得た収入は、指定管理者に帰属します。

6 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

ただし、指定期間内であっても指定管理者の指定を取り消すことがあります。

7 指定管理料、利用料金及び利益還元金の取扱い

ノースヴィレッジは、「利用料金制度」を導入しています。指定管理者は、利用料金を管理運営業務の収入、自主事業収入を自らの収入とするほか、町が支払う指定管理料をもって施設を運営します。

（1）指定管理料

指定管理料の金額は、応募者の提案事項とします。次の条件に従い、管理運営業務に必要な経費と利用料金及び自主事業等の収入を勘案し、具体的に提案してください。

ア 管理運営業務に必要な経費に充てるため、町は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払います。

指定期間5年間の指定管理料の限度額は、85,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とします。

イ 指定管理料の額は、アの指定管理料の限度額を上限として、指定管理者が応募に当たり提示した額の範囲内で、指定期間全体に関し町と指定管理者が締結する包括的な協定（以下「基本協定」という。）において定める額とします。ただし、基本協定の締結後に消費税率等に変更があった場合においては、アの指定管理料の限度額及び指定管理者が応募に当たり提示した金額にかかわらず、変更後の消費税等の税率を勘案して、指定管理料の額を改定するものとします。

ウ 指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変動、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正等を踏まえ、年度ごとに町と指定管理者が締結する協定（以下「年度協定」という。）を締結して定めるものとします。

エ 指定管理料を充てる管理運営業務に必要な経費は、次のとおりとします。

- ・ 人件費（管理運営業務に必要な人員に係る人件費）
- ・ 保守管理費（施設、設備及び備品の維持、保守、軽微な修繕等に要する経費）
（例）保守点検（エレベーター、電気、防火対象物、受水槽高架槽点検、貯水槽検査、遊具）、警備、軽微な修繕料、清掃
- ・ 一般管理費
（例）光熱水費、損害賠償保険料、消耗品費、燃料費、通信運搬費、ロジリネン、宿泊手数料、駐車場に係る土地賃借料、リース料、租税公課
- ・ 普及啓発・広告宣伝費
- ・ 緑地管理費
（例）緑地・植栽管理（展示動物の飼育、防疫を含む。）

オ 指定管理者が、管理運営業務を実施するため、指定管理料により自らが取得した備品の取扱いについては、業務仕様書を参照の上、別途協議の上、基本協定において定めるものとします。

カ 指定管理料は、原則として、精算行為は行わないこととします。

キ 指定管理者の経営努力により生じた利益（管理運営業務に係る総収入から管理運営業務に係る総支出を控除した額をいう。以下同じ。）については、7（3）の取扱いによるものとします。

ク 管理運営業務に係る総支出が管理運営業務に係る総収入を上回った場合、町は、特別な事情があると認めない限り、指定管理料の補填等の措置は行いません。

ケ 指定管理料は、年度協定に基づき、管理運営業務の実施状況を確認の上、指定管理者の請求を受けて支払います。

（2）利用料金

指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、利用料金を自らの収入として収受し、管理運営業務に要する経費に充てるものとします。

指定管理者は、おかやまファーマーズ・マーケット条例第11条第3項の規定に基づき、第7条に規定する金額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に2.5を乗じて得た額までの範囲内で、事前に町長の承認を得て利用料金を定めることができます。

指定管理者は、おかやまファーマーズ・マーケットノースヴィレッジ利用料金減免規程（平成14年勝央町規程第4号）第2条の場合は、利用料金の全部又は一部を免除するものとします。ただし、免除による利用料金収入の減少について、町は補填等の措置は行いません。

（3）利益還元金

会計年度ごとに、指定管理者の経営努力により生じた利益に対し、一定割合を利益還元金として、毎会計年度決算終了後40日以内に納付書により町へ納入してください。

利益還元金の割合を5%以上とし、応募者の提案事項として具体的に提案してください。

(4) その他

管理運営業務に係る会計は、その他の業務（自主事業）及び法人等の他の事業の会計とは区分して経理してください。

8 応募資格

(1) 応募資格

応募資格は、次のとおりとします。

ア 岡山県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

イ 法人等又はその代表者（⑦及び⑧は、役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により勝央町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 勝央町における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は適正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑥ 勝央町税（勝央町に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の市町村税）、岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
- ⑦ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副町長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する者。ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合を除く。
- ⑧ 勝央町公の施設管理調整及び指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員

ウ 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員等（勝央町暴力団排除条例（平成23年勝央町条例第8号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- ② 暴力団（勝央町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 複数の法人等での共同応募

複数の法人等がグループ（以下「共同事業体」という。）を構成して応募する場合は、次の事項に留意してください。

ア 共同事業体の適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定の上、指定申請の際

- に共同事業体を構成したことを証する書面を提出すること。この場合において、代表となる法人等は、共同事業体における責任割合が最大であることを要件とします。
- イ 共同事業体の全構成員が、８（１）の応募資格を有すること。
- ウ 共同事業体の構成員は、別の共同事業体の構成員となり、又は単独で、この募集要項により指定管理者の指定を申請することはできません。
- エ 応募に関する事務は、すべて代表となる法人等の代表者を通じて行うこと。
- オ 応募後に、共同事業体の代表となる法人等及び構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町と協議を行い、当該共同事業体の代表となる法人等又は構成員の変更により管理運営業務の遂行に支障をきたさないと認められたときは、構成員の変更を認めるものとします。
- カ 町が当該代表者に対して行った行為は、当該共同事業体の全構成員に対して行ったものとみなします。

９ 指定の申請の方法

（１）募集要項の配布

ア 配布期間

令和8年7月17日（金）から令和8年9月4日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所

勝田郡勝央町勝間田201番地 勝央町役場産業建設部内

ウ 配布方法

配布期間内に直接受け取ってください。

また、勝央町のホームページからダウンロードすることもできます。

（URL：<http://www.town.shoo.okayama.jp/>）

（２）現地見学会

ア 日時及び場所

日時：令和8年8月7日（金）午前10時から

場所：勝田郡勝央町岡1100番地

おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ

イ 見学会の内容

対象施設見学

ウ 留意事項

- ① 募集要項、業務仕様書等資料一式を持参してください。
- ② 参加者多数の場合など、日時場所を変更することがあります。
- ③ 参加できる人数は、1法人等につき2名までとします。
- ④ 質問は、９（５）の方法で行ってください。

（３）現地見学会への参加手続

現地見学会への参加を希望する法人等は、説明会参加申込書（募集様式第11号）に所

定事項を記載の上、持参、ファクシミリ又はE-mailにより申し込んでください。

なお、ファクシミリ又はE-mailにより申込みを行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取りの確認をしてください。

ア 申込期間

令和8年7月17日（金）から令和8年7月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（必着）

イ 申込場所

勝田郡勝央町勝間田201番地 勝央町役場産業建設部内

電話番号：0868-38-3112

FAX番号：0868-38-3120

E-mailアドレス：sangyou@town.shoo.okayama.jp

（４）施設及び設備の図面の閲覧

ア 閲覧期間

令和8年7月17日（金）から令和8年9月4日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 閲覧場所

勝田郡勝央町勝間田201番地 勝央町役場産業建設部内

（５）質問事項

質問がある場合は、質問書（募集様式第9号）を持参、ファクシミリ又はE-mailにより送付すること。電話や来訪など口頭による質問は、受け付けません。

なお、ファクシミリ又はE-mailにより質問する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取りの確認をしてください。

ア 受付期間

令和8年7月17日（金）から令和8年8月18日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 受付場所

勝田郡勝央町勝間田201番地 勝央町役場産業建設部内

電話番号：0868-38-3112

FAX番号：0868-38-3120

E-mailアドレス：sangyou@town.shoo.okayama.jp

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、問い合わせた者に送付するとともに、令和8年8月24日（月）までに、随時、勝央町のホームページにおいて公表します。

（URL：<http://www.town.shoo.okayama.jp/>）

（６）指定申請書の受付

指定申請を行おうとする法人等は、申請に当たって、次に掲げる書類を提出してください。

各様式に記載してある要件を満たせば、任意様式（原則A4判）も可とします。

なお、審査の過程で追加資料の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

ア 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（募集要項様式第1号）
- ③ 収支予算書（募集要項様式第2号）
- ④ 職員配置計画書（募集要項様式第3号）
- ⑤ 申請書提出日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- ⑥ 申請書提出日の属する事業年度の直近の過去3事業年度における法人等の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、附属明細書、キャッシュフロー計算書、決算勘定科目内訳書、財産目録、監査報告書など。以下「財務諸表」という。）ただし、申請書提出日の前事業年度における財務諸表が作成されていない法人等にあつては、前事業年度を除く直近の3事業年度における財務諸表。申請書提出日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録。
- ⑦ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑧ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人の場合）
- ⑨ 役員名簿
- ⑩ 欠格事由に該当しない旨の申立書（募集要項様式第4号）
- ⑪ 誓約書（募集要項様式第5号）
- ⑫ 勝央町（市区町村）税（勝央町上下水道料を含む。他の市区町村は省略可。）、岡山県（都道府県）税、法人税、消費税及び地方消費税の完納証明書（様式その3の3）
- ⑬ 自主事業計画書（募集要項様式第6号）
- ⑭ 自主事業収支予算書（募集要項様式第7号）
- ⑮ 共同事業体結成届出書（募集要項様式第8－1号）及び協定書 ※共同事業体の場合
- ⑯ 共同事業体構成員表（募集要項様式第8－2号） ※共同事業体の場合

※ 共同事業体で申請する場合は、上記②の「申請者の概要」及び⑤～⑫の書類は、全構成員について必要です。

イ 提出方法

・紙：正本 1部、副本（正本の写し）15部

・電子データ：提出書類の全てを納めた電子媒体（CD-R）2枚

※提出書類は、全てWord 又はExcel もしくはPowerPoint（windows版で処理できるものに限る。）を使用することとし、証明書のコピーなどはPDF ファイルにより電子データ化してください。

ウ 受付期間

令和8年7月17日（金）から令和8年9月4日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

エ 提出場所

勝田郡勝央町勝間田201番地 勝央町役場産業建設部内

オ 提出方法

持参による（郵送は認めません）

（7）スケジュール一覧

内 容	日 程
募集要項の公表及び配布期間	令和8年7月17日～9月4日
施設及び設備の図面の閲覧	令和8年7月17日～9月4日
現地見学会申込受付	令和8年7月17日～7月31日
現地見学会	令和8年8月7日
募集に関する質問受付	令和8年7月17日～8月18日
募集に関する質問への回答期限	令和8年8月24日
応募書類受付	令和8年7月17日～9月4日
プレゼンテーション・選定委員会	令和8年9月下旬～10月上旬
選定結果の通知・公表	令和8年10月中
指定管理者の指定議決	令和8年12月予定
指定管理者との協議、協定書の締結	令和9年1月中
指定管理業務開始	令和9年4月1日（予定）

10 指定管理者の審査基準及び配点

(1) 選定基準、審査項目、審査内容及び配点

選定委員1名の配点は下記のとおりです。

選定基準	審査項目	審査内容（審査の視点）	配点	
利用者の平等な利用を確保できるものであること。	①管理運営の基本方針	【公の施設としての設置目的への理解】 【町の管理運営方針との整合性】 I. 応募者は施設の設置目的を理解し、町の管理運営方針と一致した提案がなされているか。 II. 今後の管理運営ビジョンが明示されているか。 III. 町民や各種団体、町との調整や連携がスムーズに行えるか。 IV. 使用許可の考え方は、利用者の平等な利用が確保されるものであるか。	10	10
施設の機能を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営が図られるものであること。	②サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	【サービス向上を図るための具体的な方策と期待される効果】 I. 利用者等のニーズを把握し、質の高い管理運営を実現させる内容となっているか。 II. 利用料金の設定は適当か。	10	25
		【利用者からの苦情等】 I. 苦情処理に関する職員への指導、研修が予定されているか。 II. 町への報告が想定されているか。	5	
		【利用促進に向けた方策】 I. 施設の利用促進に向け、具体的な方策等を有しているか。施設を利用してみたいと思わせる工夫があるか。	10	
	③危機管理に関する取組	【事故防止の取組や事故発生時の対応】 【災害等緊急時の対応】 I. 災害・事故等緊急時における対応策の確保及び事故防止への取組がされているか。 II. 災害・事故の緊急時の連絡体制及び対応職員の教育訓練の方策が充実しているか。	15	20
		【情報管理対策】 I. 個人情報保護対策や情報漏えい防止対策など情報管理体制は万全か。	5	

	④効率的な管理運営 の取組	【指定管理料要望額】 Ⅰ. 指定管理料上限額に対し、申請書の指定管理料要望額はどの程度か。	15	25
		【収支計画の妥当性、実現の可能性】 Ⅰ. 収支計画の積算が妥当か。また、管理運営計画との整合性は図られているか。	5	
		【効率的な維持管理計画】 Ⅰ. 適切かつ効率的な管理運営を行う内容となっているか。 Ⅱ. 効率的に管理運営し、経費の節減等に取り組む内容であるか。	5	
事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。	⑤申請者の管理運営体制	【組織体制】 Ⅰ. 組織の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置であるか。 Ⅱ. 施設管理業務に関する知識と経験を有した職員配置計画か。 Ⅲ. 管理責任者について、運営に必要な知識や資質が十分な者が確保される予定か。 Ⅳ. 従業員の雇用・労働条件について適切に配慮しているか。 【労働法令その他の関係法令等の遵守状況】 Ⅰ. 労働法、消防法等の規定を遵守する内容となっているか。	10	15
		【類似施設の管理実績】 Ⅰ. 類似施設等の管理実績があるか。	5	
	⑥申請者の経理的基礎	【申請者の経営状況、財務体質、事業実績】 Ⅰ. 経営基盤が安定しており、計画にそった管理を行う能力を有しているか。 Ⅱ. 委託期間中に経営が破綻する恐れはないか。	5	5

11 指定管理者の選定

(1) 選定委員会の設置

候補者を選定するため、勝央町副町長、勝央町議会議員、勝央町役場各部参事、有識者の計13名で構成する選定委員会を設置します。

(2) 資格審査

申請書類の提出時に、勝央町産業建設部において、応募資格の適否について確認を行います。資格がないと認めた申請者に対しては、その旨及び選定委員会で審査を行わないことを通知します。

(3) 申請者によるプレゼンテーション等

申請者によるプレゼンテーション及び選定委員会委員による質疑応答を実施します。詳細については、別途申請者に通知します。

※ 次のものは町が用意します。パソコン及びその他必要な機材はご持参ください。

プロジェクター、スクリーン

(4) 選定委員会による審査

上記の「10 指定管理者の審査基準及び配点」により、各申請者の事業計画等について審査を行い、選定委員会委員が付けた得点のうち、最高点及び最低点2委員分を除いた合計点（以下この項目において「合計点」という。）が最高の者を候補者とします。ただし、合計点が満点の6割未満であった場合には、選定委員会において再度審査を行い、当該申請者が施設の設置目的を達成できないと判断した場合は失格とします。

(5) 選定結果の通知方法

選定結果については、令和8年10月中に各申請者に文書で通知するとともに、勝央町ホームページに掲載します。なお、申請者の名称は、候補者のみ公表予定です。

(6) 指定管理者の指定

候補者は、令和8年12月（予定）の勝央町議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

12 協定の締結

指定管理者の指定及び予算が成立の後において、管理運営の開始までの間に、町は指定管理者と協議の上、施設の管理運営に係る具体的な項目について、基本協定及び年度協定を締結します。

13 管理継続が困難となった場合の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理運営業務を継続することが困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、町は、指定管理者に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

イ 指定管理者が、管理運営業務の改善等に関する指示に従わないときや指定管理者の責めに帰すべき事由により管理運営業務を継続することが困難となったときなどには、町は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

ウ イの場合、町は、指定管理料の全部若しくは一部の支払いを行わず、既に支払った指定管理料の全部又は一部を返還させるとともに、町に生じた損害の賠償を指定管理者に請求することができるものとします。

エ 上記イにより指定管理者に損害が発生した場合、町は、当該損害を賠償しません。

オ 指定の取消し等により次期指定管理者へ管理業務を引き継ぐ場合、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるよう必要な対応を行うものとします。

(2) 町及び指定管理者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、町及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、管理運営業務の継続が困難になった場合、町及び指定管理者が、管理運営業務継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除することができるものとします。

(3) 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、指定管理予定候補者として次点候補者と施設の管理運営に関する協議を行うことがあります。

14 緊急事態における施設の利用

町は、自然災害等の発生により、ノースヴィレッジを住民の避難場所、援助物資の集積場所等に使用するなど、緊急にその施設を目的外で使用する必要がある場合には、指定管理者に対して業務の変更等について協力を要請することができることとし、指定管理者は、誠実に要請に応じなければならないものとします。

この場合における経費及び利用料金制度による施設の利用料金の取扱いについては、その都度、指定管理者において著しい不利益とならないことを基本として、町と指定管理者との間で協議を行います。

15 リスク分担に関する事項

指定期間中の町と指定管理者の主なリスク分担については、次表を基準に基本協定に定めます。

なお、次表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、町と指定管理者が、協議の上決定することとします。

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		勝央町	指定管理者
施設・設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷に対する修繕責任	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱暴動その他の町又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）によるもの	協議事項	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設等の設計又は構造上の原因によるもの	協議事項	
	上記以外の経年劣化によるもので1件30万円未満の修繕		○ *1
	上記以外の経年劣化によるもので1件30万円以上の修繕	協議事項	
物価変動等	物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理運営経費の増		○
法令又は税制の変更等	施設管理運営に影響を及ぼす法令又は税制変更	協議事項	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令又は税制変更		○
第三者への賠償	指定管理者の管理かしに起因するもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
保険の加入	施設等に係る火災保険の加入	○	
	利用者等に係る保険の加入		○ *2
備品の購入	施設の管理の観点から町が必要と認めるもの	協議事項	
	その他の備品		○

* 1 同一年度に30万円未満の修繕等が複数生じ、その総額が100万円を超える場合には町と協議するものとします。

* 2 保険等への加入

指定管理者は、次の基準により保険等に参加してください。なお、勝央町を追加被保険者としてください。

- ・賠償責任保険 対人 1名につき1億円、1事故につき5億円を限度
対物 1事故につき1千万円

管理運営業務の実施にあたり、指定管理者のリスクに対して適切な範囲で、その他保険等に参加することができます。

16 その他

(1) 応募者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

ア 募集要項に定める手続及び禁止事項を遵守しない場合

イ 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

ウ 収支計画の経費が、85,000千円（税込み）を超える提案の場合

(2) 提出された書類は、返却しません。

(3) 提出された書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は、指定管理者の公表等必要な場合には、申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(4) 申請にかかる経費は、全て申請者の負担とします。

(5) 提出された書類は、勝央町情報公開条例及び勝央町個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き開示する場合があります。

(6) 申請書類の受理後に辞退する場合は、応募辞退届（募集要項様式第10号）を提出していただきます。

(7) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又はその関係者において不適法又は不正な行為があった場合には、申請を無効とします。

17 様式集

令和 年 月 日

勝央町長 水嶋 淳治 様

申請者 住 所
 団体名称
 代表者名
 電話番号

指定管理者指定申請書

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、勝央町公の施設の管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 公の施設の名称

おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 職員配置計画書
- (4) 本事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- (5) 直近の過去3事業年度における法人等の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、附属明細書、キャッシュフロー計算書、決算勘定科目内訳書、財産目録、監査報告書など）
- (6) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- (7) 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人の場合）
- (8) 役員名簿
- (9) 欠格事由に該当しない旨の申立書
- (10) 誓約書
- (11) 勝央町（市区町村）税（勝央町上下水道料を含む。他の市区町村は省略可。）、岡山県（都道府県）税、法人税、消費税及び地方消費税の完納証明書（様式その3の3）
- (12) 自主事業計画書
- (13) 自主事業収支予算書
- (14) 共同事業体結成届出書及び協定書 ※共同事業体の場合
- (15) 共同事業体構成員表 ※共同事業体の場合

事業計画書

1 申請者の概要

①申請者名			
②代表者名			
③所在地			
④電話番号			
⑤FAX番号			
⑥設立年月日			
⑦役員数			
⑧職員数	合計 人	正規職員 人	その他 ()
⑨沿革			
⑩主な事業内容			
⑪経営方針			
⑫親会社・グループ会社・出資者に関する状況			

⑬過去5年間の 組織の所有権の 変更履歴			
⑭過去5年間の 主な業績			
⑮組織図等			
⑯他施設の管理 実績	施設名		
	所在地		
	管理期間		
【応募に関する担当者連絡先】			
氏名（フリガナ）		部署・職名	
電話番号		FAX番号	
e-mail			

※記載欄が不足している場合には、枠を拡大するか別紙に記入すること。

（以下の項目についても同様とする。）

※該当するものがない場合は「該当なし」と記載すること。

2 事業計画等

①管理運営の基本方針

【公の施設としての設置目的への理解・町の管理運営方針との整合性 I・II 関係】

おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジの管理運営にあたっての基本方針について

【公の施設としての設置目的への理解・町の管理運営方針との整合性 I・II 関係】

施設活用による農業活性化のための事業実施や観光振興のための取組などについて

【公の施設としての設置目的への理解・町の管理運営方針との整合性 Ⅱ 関係】

施設・設備の維持管理計画について（おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ指定管理者業務仕様書に基づき、施設・設備の維持管理計画を提案してください。）

【公の施設としての設置目的への理解・町の管理運営方針との整合性 Ⅲ 関係】

町民・各種団体・町との連携及び支援の取組や考え方について

【公の施設としての設置目的への理解・町の管理運営方針との整合性 IV関係】

施設等の利用許可を行うにあたっての基本方針について

②サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組

【サービス向上を図るための具体的な方策と期待される効果 I 関係】

利用者のニーズの把握及び効果的な広報・PRの方法について

【サービス向上を図るための具体的な方策と期待される効果 II 関係】

施設、設備の利用料金の具体的な利用設定案及び料金設定の考え方について

【利用者からの苦情等 I・II 関係】

利用者からの苦情、不満やトラブルに対する解決方法・体制等について

【利用促進に向けた方策 I 関係】

施設の利用促進の取組について

③危機管理に関する取組

【事故防止の取組や事故発生等の対応・災害等緊急時の対応 I・II 関係】

災害・事故等緊急時における対応策及び体制 / 防犯、防災及び事故防止への取組について

【情報管理対策 I 関係】

業務上知り得た利用者の個人情報その他情報の保護を図るための方策について

④効率的な管理運営の取組

【収支計画の妥当性、実現の可能性 I 関係】

収支計画の基本的な考え方 / 利益還元金の割合について

【効率的な維持管理計画 I・II 関係】

適切かつ効率的な管理運営・経費の縮減を図るための方策について

⑤申請者の管理運営体制

【組織体制 I～IV 関係】

【労働法令その他の関係法令等の遵守状況 I 関係】

職員の配置、従業員の雇用・労働条件、労働法令等遵守の基本方針について

6 その他

特記すべき事項があれば記入のこと

収支予算書（令和 年度）（例）

1 収入

項目	積算内訳	金額（千円）
指定管理料		
利用料金		
計		

2 支出

区分	内訳	積算内訳	金額（千円）
人件費	給与		
	手当等		
	法定福利費		
施設管理費	施設等保守管理費		
	修繕費		
	清掃料		
一般管理費	光熱水費		
	消耗品費		
	通信運搬費		
	保険料		
普及啓発・広告宣伝費			
緑地管理費			
計			

- 1）上記項目については、適宜、修正・追加して記載すること。
- 2）記載欄が不足している場合には枠を拡大するか別紙に記入すること。
- 3）該当するものがない場合は、「該当なし」と記載すること。
- 4）指定期間中の合計額及び各年度毎に作成すること。

職員配置計画書

施設名					
法人（団体）名					
配置職員の職種	人数	内訳			資格の有無 及び資格名
		常勤	非常勤	その他	
① 長					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					
合計					
★職員配置の考え方（上記番号に対応のこと）					
① 長					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					

令和 年 月 日

勝央町長 様

申請者 所在地
名 称
代表者名

おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジの指定管理者の指定
申請に係る申立書

おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジの指定管理者の指定申請に当たり、法人等又はその代表者（7及び8については、役員を含む。）が、次の事項に該当しないことを申し立てます。

記

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により勝央町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- 5 勝央町における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 6 勝央町税、岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
- 7 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副町長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する者。ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合を除く。
- 8 勝央町公の施設管理調整及び指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。

また、これに違反した場合に、指定管理者の指定が取り消され、又は停止される等の処分がなされることについて、何らの異議も申し立てないことを誓約します。

記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団員等（勝央町暴力団排除条例（平成23年条例第8号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2）暴力団（勝央町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

勝央町長 様

申請者 所 在 地
 名 称
 代表者名

自主事業計画書

事業名	事業内容	実施時期及び回数	備考
①			
②			
③			
④			
⑤			

〈使用料及び行政財産使用許可申請が必要な事業〉

事業名	事業内容	実施時期	備考
①			
②			
③			

令和 年度 自主事業収支予算書

1 自主事業収入

収入科目	金額（千円）	積算内容
収入合計 A		

2 自主事業支出

支出科目	金額（千円）	積算内容
支出合計 B		

3 自主事業収支差額

	金額（千円）
収入—支出 (A—B)	

令和 年 月 日

共同事業体結成届出書

共同事業体名

代表者 所在地

団体名

代表者名

件名 おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ指定管理者

上記件名の公募に参加するため、共同事業体を結成し、下記のとおり代表者及び代表者の権限を構成員全員一致で定めましたので、届け出ます。

なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、各構成員はおかやまファーマーズマーケット ノースヴィレッジの指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連携して補償します。

共同事業体	名称	
	所在地	
	代表者	
共同事業体の構成員 (共同事業体の代表者含む)	所在地 団体名 代表者名	⑩
	所在地 団体名 代表者名	⑩
	所在地 団体名 代表者名	⑩
共同事業体の成立、解散の時期及び存続期間	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定期間終了後3ヶ月を経過する日まで。ただし、当共同事業体が上記件名の指定管理者とならなかったときは、当該指定を受けることができなかった日に解散するものとします。また、当共同事業体の構成団体の加入、脱退又は除名については、事前に勝央町の承認がなければこれを行うことができない。	
代表者の権限	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 勝央町との協定締結に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 その他契約に関する件	
その他	1 本届出書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 代表者の権限に属する事項以外の事項については、構成員全員で構成する運営委員会において、多数決により決するものとします。	

共同事業体協定書

（目的）

第1条 共同事業体は、おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ（以下「本施設」という。）を管理する指定管理者として、関係法令等及び勝央町と締結する本施設の管理に関する基本協定及び年度協定（以下「管理協定」という。）を遵守し、構成員が共同連帯して本施設の管理に係る業務を遂行することを目的として、この協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（名称）

第2条 本協定に基づき設立する共同事業体は、（以下「本事業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 本事業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 本事業体は、令和 年 月 日に成立し、管理協定に基づく義務の履行が完了するまで（指定管理期間終了後3ヶ月を経過するまでの間）は解散することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、当該各号に定める日に本事業体は、解散する。

（1）本施設の指定管理者の応募に係る応募資格の確認の結果、応募資格を充たさない者と認められたとき 当該応募資格の確認についての通知を受けた日

（2）本施設の指定管理者として指定されなかったとき 当該指定されなかったことについての通知を受けたとき

（構成員の住所及び名称）

第5条 本事業の構成員は、次のとおりとする。

（1）所在地

商号又は名称

（2）所在地

商号又は名称

（3）所在地

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 本事業体は、 を代表者とする。

（代表者の職務）

第7条 前条の代表者は、管理協定に基づく本施設の管理に係る業務（以下「指定管理業務」という。）の遂行に関し、次に掲げる職務を遂行する。

- （1）次条の運営委員会の決定に従い、管理協定に基づく協議、報告、通知その他の行為を行うこと。
- （2）本事業体の名義をもって指定管理料を請求し、及び受領すること。
- （3）本事業体に関する財産を管理すること。
- （4）本事業体の名義をもって利用料金を収受すること。

（運営委員会）

第8条 本事業体は、第5条に規定する構成員（以下「構成員」という。）全員で構成する運営委員会を設置し、指定管理業務の遂行に当たるものとする。

（業務分担）

第9条 各構成員の業務作業の分担は、別に定める。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、指定管理業務の遂行及び指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき本事業体が負担する債務（町及び第三者に与えた損害の賠償義務を含む。）の履行に関し、連帯して責任を負う。

（取引金融機関）

第11条 本事業体の取引金融機関は、（金融機関名）（支店名）とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 本事業体は、毎年度終了後、当該年度の指定管理業務について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

（利益金の配当）

第13条 前条の決算の結果利益が生じた場合には、別途定める負担割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担）

第14条 第12条の決算の結果欠損金が生じた場合には、別途定める負担割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

2 構成員は、指定管理業務のうち自己に割り当てられた業務の全部（以下「割当業務」という。）を第三者に委託することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、事前に町が承認した場合は、構成員は、他の構成員全員の同意を得て割当業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

（構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、町及び他の構成員全員の承認がなければ、指定管理業務が完了するまでは本事業体から脱退することはできない。

2 本事業体を解散するまでの間に脱退する構成員があるときは、残存構成員が共同連帯して指定管理業務を完了し、及び補正するものとする。この場合の負担割合の調整については、別途定める。

3 構成員に脱退するものがあつたときは、脱退後の残存構成員の出資又は負担（以下「出資等」という。）の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資等の割合を、残存構成員の出資等の割合により分割し、これを脱退前に残存構成員が有していた出資等の割合に加えた割合とする。

4 脱退構成員の出資等の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、第12条の決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退構成員の出資等の額から脱退構成員が脱退しなかった場合に負担すべき欠損金の額を控除した額を返還するものとする。

5 第12条の決算の結果利益を生じた場合であっても、脱退構成員には利益金の配当を行わない。

（構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条 構成員が本事業体の成立の日から解散の日までに破産又は解散した場合には、当該構成員が脱退したものみなして前条第2項から第4項までの規定を準用する。

（契約不適合責任）

第18条 本事業体の解散後においても、管理協定に基づく義務の履行につき内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は、共同連帯して補正又は必要な対応措置を行うとともに、その責めを負う。

（協定書に定めのない事項）

第19条 本協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

は、上記のとおり本協定を締結したので、その証拠として協定書 通を作成し、構成員それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

代表者印

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

代表者印

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

代表者印

※第9条に規定する業務分担を添付すること。

共同事業体構成員表

1 申請者名

2 構成員名及び他の構成員との関係

構成員名	他の構成員との関係	備考
		代表者

3 構成員名及び指定管理者として行う業務

構成員名	指定管理者として行う業務	備考

4 組織図（指定管理者として業務を行うための組織図）

※別途添付してください。

団体の概要

①申請者名			
②代表者名			
③所在地			
④電話番号			
⑤FAX番号			
⑥設立年月日			
⑦役員数			
⑧職員数	合計	人	正規職員
			人
			その他（ ）
⑨沿革			
⑩主な事業内容			
⑪経営方針			
⑫親会社・グループ会社・出資者に関する状況			

⑬過去５年間の 組織の所有権の 変更履歴			
⑭過去５年間の 主な業績			
⑮組織図等			
⑯他施設の管理 実績	施設名		
	所在地		
	管理期間		
【応募に関する担当者連絡先】			
氏名（フリガナ）		部署・職名	
電話番号		FAX番号	
e-mail			

※記載欄が不足している場合には、枠を拡大するか別紙に記入すること。

（以下の項目についても同様とする。）

※該当するものがない場合は「該当なし」と記載すること。

質 問 書

令和 年 月 日

勝央町産業建設部参事 様

(申請者)

所 在 地

名 称

代表者名

担当者名

TEL

FAX

おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジの指定管理者募集要項等について、次のとおり質問します。

No.	質問項目	具体的な内容

注) 複数質問がある場合は、項目番号をつけること。

応 募 辞 退 届

令和 年 月 日

勝央町長 様

申請者 所 在 地
名 称
代表者名

令和 年 月 日付けでおかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジ
指定管理者指定申請書を提出しましたが、以下の理由により辞退しますので届け出ます。

法 人 等 の 名 称	
辞 退 理 由	

現地見学会参加申込書

令和 年 月 日

勝央町産業建設部参事 様

(申請者)
所在地
名称
代表者名

おかやまファーマーズ・マーケット ノースヴィレッジの指定管理者の募集に係る見学会の参加を、下記のとおり申込みます。

団 体 の 名 称	
代 表 者 氏 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mail アドレス	
見 学 会 参 加 者 役 職 ・ 氏 名	1
	2

注) 1. 1 団体 2 名以内の出席をお願いします。

2. この申込書は 7 月 31 日 (金) 午後 5 時までに、持参・FAX 等で提出してください。